

# 医療計画(案)の修正内容一覧表

資料1-2

(統計データの時点修正については、資料1-4のとおり)

表題	ページ	修正内容	修正理由
第1章 地域の概況 保健・医療施設	361	図1-4-① 主な保健・医療施設のプロット図 ①■ ⇒ ■① (市立半田病院と半田市保健センターの入れ替え)	市町村(半田市)からの意見 ①
第2章 第1節 がん対策	362	現状と課題(一番下の○) 「……………市立半田病院では導入について検討しています。」 ⇒ 「……………市立半田病院では平成22年11月から消化器系のがんについて取組みを始めました。」	(現状修正) 市立半田病院が、がんに関する地域連携クリティカルパスについての取組みを始めたため。
第3章 救急医療対策	375~ 376	基本計画、課題、今後の方策 平日夜間及び休日夜間 ⇒ 平日夜間及び休日	県民の方からの意見 ⑦
	376	4有識者会議の提言(376ページの1つ目の○) 「市立半田病院及び厚生連知多厚生病院における一部定点診療の実施がされています。」 ⇒ 「市立半田病院及び厚生連知多厚生病院において、開業医の協力により病院内での定点診療が一部実施されています。(表3-1-1)」	市町村(半田市)からの意見 ②
	377	表3-1-1 第1次救急医療体制 市立半田病院 市立半田病院 週2回(火・金) ⇒ 週2回(火・金) 20:00~22:30 20:00~22:30 (小児科) (開業医による小児科診療)	
第5章 小児医療対策	389	今後の方策(2つ目の○) 「小児の平日夜間及び休日夜間の……………」 ⇒ 「小児の平日夜間及び休日の……………」	県民の方からの意見 ⑦
	390	小児医療連携体系図の解説欄(一番下の○) 「専門的な小児疾患については、……………」 ⇒ 「救命処置後を含む専門的な小児疾患については、……………」	県民の方からの意見 ⑥
第6章 離島保健医療対策	392	3医療連携体制 「南知多町及び美浜町においては、知多南部保健医療介護情報ネットワーク協議会において、保健・医療・介護の連携推進について検討しています。」 ⇒ 「厚生連知多厚生病院では、地域医療懇話会を開催し、南知多町、美浜町及び医師会と医療提供体制及び地域医療のあり方について検討しています。」	(現状修正) 知多南部保健医療介護情報ネットワーク協議会が現在では解散しているため。
	392	3医療連携体制 「……………閲覧できるシステムの構築を検討しています。」 ⇒ 「……………閲覧できるシステムを構築しています。」	(現状修正) 知多厚生病院の電子カルテの内容について、篠島診療所においても閲覧できるシステムについては、現在では閲覧が可能となったため。
第8章 病診連携等推進対策	399	1 医療圏における病診連携の現状 「半田市医師会では、市立半田病院の内科、循環器内科の医師と合同の勉強会を……………」 ⇒ 「半田市医師会では、市立半田病院の内科、外科の医師と合同の勉強会を……………」	市町村(半田市)からの意見 ③

パブリックコメント等の意見及びその対応(案)

○市町村・関係団体からの意見及びその対応

	表題	ページ	意見の概要	県(知多半島医療圏)の意見・対応	ご意見団体
①	第1章 地域の概況 保健・医療施設	361	図1-4-①(主な保健・医療施設のプロット図)(半田市) 市立半田病院の場所が違う。保健センターの東へ。	ご意見のとおり修正します。	半田市
②	第3章 救急医療対策	376~377	4 有識者会議の提言(376ページの1つ目の○) 「一部定点診療の実施がされています。」とあるが、市立半田病院では、小児夜間診療は実施しているが、それ以外は実施していない。	ご意見を踏まえ、「市立半田病院及び厚生連知多厚生病院において、開業医の協力による病院内での定点診療が一部実施されています。(表3-1-1)」と修正します。また、表3-1-1の市立半田病院に関する該当箇所について、「小児科 ⇒ 開業医による小児科診療」と修正します。	半田市
③	第8章 病診連携等推進対策	399	1 医療圏における病診連携の現状(2つ目の○) 「半田市医師会では、市立半田病院の内科、循環器内科の医師と合同の勉強会を……」とあるが、循環器内科ではなく外科の誤り。	ご意見のとおり修正します。	半田市

○パブリックコメントにおける意見及びその対応

	表題	ページ	意見の概要	県(知多半島医療圏)の意見・対応	ご意見者
④	第4章 周産期医療対策	385	2 周産期医療体制 「総合周産期母子医療センターと当医療圏の地域周産期母子医療センターである市立半田病院のネットワークにより、地域において妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供しています」とあるが、「課題」として「周産期医療の確保とネットワークの充実強化」及び「高度専門的な医療のさらなる効果的な提供」を加え、あいち小児保健医療総合センターをその拠点として整備してはどうか？	今後のあいち小児保健医療総合センターのあり方については、引き続き検討していきます。	東浦町 元教師 48歳 女性
⑤	第5章 小児医療対策	388	基本計画(1つ目の○) 「かかりつけ医を持つことを推奨する」とあるが、かかりつけ医を選択するにあたっての判断材料(専門医か否か、専門分野、臨床経験年数等)を提供してはどうか？	愛知県ではインターネット上で医療機関等の情報を検索することにより、医療機関等を選択することができる「あいち医療情報ネット」の運用をしています。このあいち医療情報ネットには、各医療機関の専門医の種類及び人数、対応可能な疾患又は治療内容等が載っていますので、かかりつけ医を選択するにあたっての参考としてください。インターネット環境のない方につきましては、愛知県医療安全支援センター(052-954-6311)で情報提供しています。	東浦町 元教師 48歳 女性
⑥	第5章 小児医療対策	389~390	4 救急医療体制(389ページの一つ目の○) 救急医療体制の「現状」として、「当医療圏には……県あいち小児医療センターがあり、平成22年4月からは、土曜日の夜間、日曜日・祝日の小児救急医療の提供を開始しています」とあるが、小児医療連携体系図(P.390)での同センターの小児救急医療の位置づけが明確ではない。実態に見合った連携体系図の提示をお願いしたい。	小児医療連携体系図では、県あいち小児医療センターの小児救急医療の位置づけは、第2次救急医療体制の「救急搬送協力医療機関(救急告示医療機関)」の一つとして、医療機関名は別表(県計画の救急医療対策)に記載されています。その他、この体系図では、県あいち小児医療センターは、育児もしもしキャッチを実施している育児相談機関としての役割、専門的な小児疾患医療に対応する医療機関としての役割を持つことを明示しています。第2次、3次医療機関からの矢印(⇒)は、救急搬送された病院での救命処置後に専門的な小児医療を受けるため、県あいち小児医療センターで受療する場合を意味しています。この矢印(⇒)の意味をわかりやすくするため、体系図の解説欄の説明について、「救命処置後を含む専門的な小児疾患については、県あいち小児医療センター、県コロニー中央病院で受療することができます。」と修正します。	東浦町 元教師 48歳 女性
⑦	第5章 小児医療対策	389	今後の方策(2つ目の○) 「小児の平日夜間及び休日夜間の第1次救急体制について、定点診療の充実に努めます」とあるが、子どもの病気は365日24時間待ってくれず、現在カバーしきれていない休日昼間(12:00以降)も起こりうるものである。したがって、診療時間外における小児救急医療については、基本的に「いつでも利用可能」をめざして対策を講じていただきたい。同時に、市町村枠を超えたエリア毎の保健センターを拠点として定点診療の充実を図ってはどうか？	ご意見を踏まえ、「小児の平日夜間及び休日の第1次救急医療体制について、定点診療の充実に努めます。」と修正します。(第3章救急医療対策の該当箇所も同様に修正します。)なお、定点診療の拠点についてですが、知多市では保健センター内に併設の休日診療所で休日午前中の診療を実施していますが、現在、開業医の協力により、病院内を定点とした開業医による1次診療(市立半田病院で週2回、夜間の小児科診療、厚生連知多厚生病院での休日午前中の診療)が実施されています。こうした診療体制は、病院という定点で場所が分かりやすい、患者さんの症状によっては2次診療への移行がスムーズに行える、設備等を新たに整備しなくてよい、病院の当直医の負担軽減につながり、本来の重篤患者への救急対応に専念できる等のメリットがあり、現在行われているこの診療体制の充実を図っていく必要があります。	東浦町 元教師 48歳 女性
⑧	第5章 小児医療対策	—	あいち小児保健医療総合センターにPICUと小児救命救急センターを設置して、知多医療圏での小児の第2次救急医療及び県内全体の第3次救急医療を担うことができるよう、整備を進めてはどうか？	今後のあいち小児保健医療総合センターのあり方については、引き続き検討していきます。	東浦町 元教師 48歳 女性